

第11表 社会保障財源の項目別推移（平成10年度～14年度）

（単位：百万円）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
合 計	89,261,009	97,102,826	90,156,212	90,390,211	88,221,802
<i>I</i> 社会保険料	54,980,748	54,535,810	54,969,440	56,125,696	55,878,434
事業主拠出	28,644,912	28,427,077	28,310,569	28,653,657	28,405,372
民間事業主拠出	23,401,548	23,243,086	23,154,013	23,511,410	23,334,507
公的事業主拠出	5,243,364	5,183,991	5,156,556	5,142,247	5,070,865
被保険者拠出	26,335,837	26,108,733	26,658,872	27,472,038	27,473,062
被用者拠出	20,738,659	20,398,403	20,570,291	20,933,815	20,707,898
自営業者及び年金受給者拠出	5,597,178	5,710,330	6,088,581	6,538,224	6,765,163
<i>II</i> 税	21,989,802	24,662,561	25,218,359	26,692,161	26,714,015
普通税	21,989,802	24,662,561	25,218,359	26,692,161	26,714,015
国	17,169,697	19,506,390	19,706,578	20,707,501	20,552,001
地方	4,820,105	5,156,171	5,511,781	5,984,660	6,162,014
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
<i>III</i> 他の収入	12,290,459	17,904,455	9,968,412	7,572,355	5,629,353
資産収入	8,998,895	14,438,148	6,497,578	4,346,421	1,612,356
その他	3,291,564	3,466,307	3,470,834	3,225,934	4,016,997
<i>IV</i> 積立金からの受入	—	—	—	—	—

対前年度比（％）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
合 計	△ 0.97	8.79	△ 7.15	0.26	△ 2.40
<i>I</i> 社会保険料	0.29	△ 0.81	0.80	2.10	△ 0.44
事業主拠出	0.21	△ 0.76	△ 0.41	1.21	△ 0.87
民間事業主拠出	0.27	△ 0.68	△ 0.38	1.54	△ 0.75
公的事業主拠出	△ 0.03	△ 1.13	△ 0.53	△ 0.28	△ 1.39
被保険者拠出	0.37	△ 0.86	2.11	3.05	0.00
被用者拠出	0.18	△ 1.64	0.84	1.77	△ 1.08
自営業者及び年金受給者拠出	1.08	2.02	6.62	7.39	3.47
<i>II</i> 税	1.08	12.15	2.25	5.84	0.08
普通税	1.08	12.15	2.25	5.84	0.08
国	0.33	13.61	1.03	5.08	△ 0.75
地方	3.83	6.97	6.90	8.58	2.96
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
<i>III</i> 他の収入	△ 9.35	45.68	△ 44.32	△ 24.04	△ 25.66
資産収入	△ 13.82	60.44	△ 55.00	△ 33.11	△ 62.90
その他	5.65	5.31	0.13	△ 7.06	24.52
<i>IV</i> 積立金からの受入	—	—	—	—	—

（注）第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く）に従って算出したものである。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高 齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺 族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障 害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別児童扶養手当等給付金、身体障害者保護費等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、障害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象（傷病で休職中の所得保障を含む）	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家 族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失 業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住 宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付 録】

国際比較

国際比較統計をご利用になる際の留意点について：

付録に収載した国際比較のデータはILO基準（p. 37～39）とOECD基準（p. 41～43）の2種類ある。

社会保障給付費はILO基準でまとめられており、日本の給付費との比較ではILO基準を用いるのが適当である。しかし、ILOの直近データが1996年度と古いため、より新しいデータとして日本もデータを提供しているOECD基準の国際比較データを参考として収載した。

なお国際比較データを利用する場合は、OECD基準の社会支出はILO基準の社会保障給付費より費用的に広い範囲を含んでいるため、日本を含む各国の数値はILO基準の社会保障給付費総額を上回っていることに留意されたい。

国際比較 (ILO 基準)

第19次調査について、報告を行っている国が昨年度と同様限られているため、日本についても、1996年度の社会保障給付費を掲載した。

図1 社会保障給付費の対国民所得比の国際比較

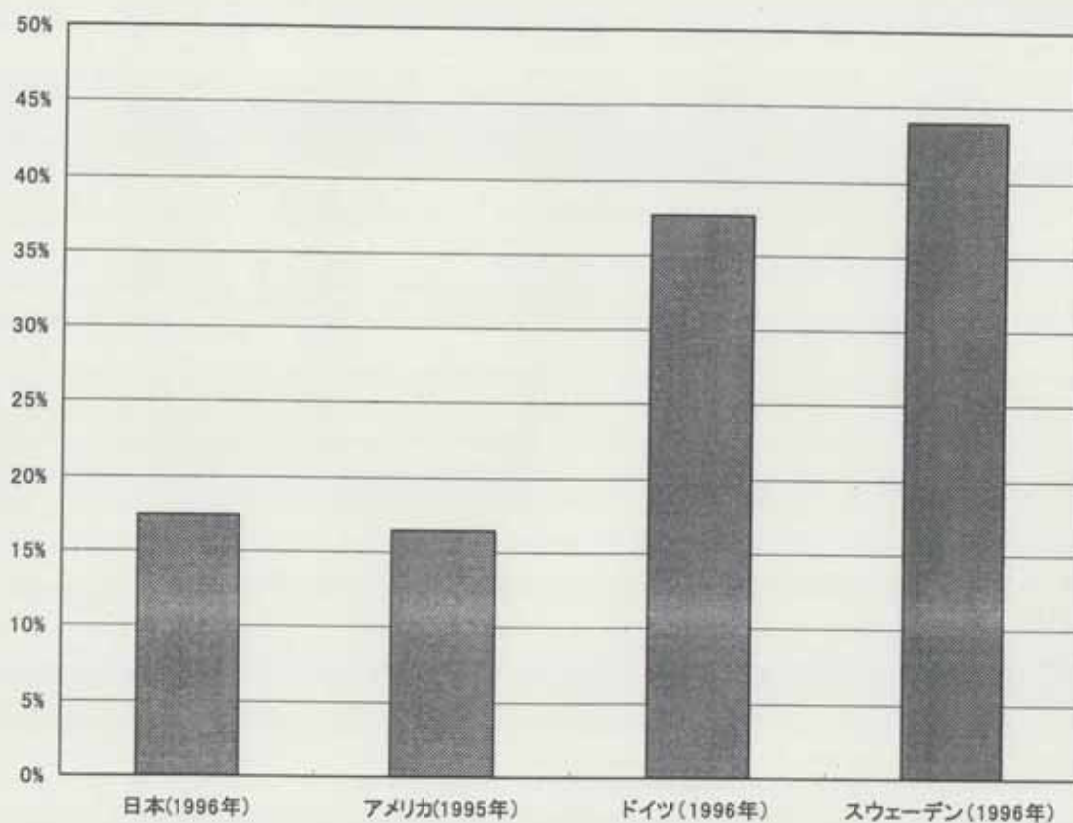


表1 社会保障給付費の対国民所得比及び対国内総生産比の国際比較

	日本(1996年)	アメリカ(1995年)	ドイツ(1996年)	スウェーデン(1996年)
対国民所得比	17.46%	16.43%	37.68%	44.00%
対国内総生産比	13.14%	14.49%	28.21%	32.04%

(資料) 日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成16年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。

アメリカ、ドイツ及びスウェーデンの国民所得及び国内総生産については、National Accounts of OECD countries: Main Aggregates, vol.1, OECD, 2004 による(以下同じ)。